

【別添1-3】

令和7年度 水質分析実施計画

薩摩川内市
水道事業
《樋脇地域》

令和7年度 水 質 分 析 実 施 計 画 【樋脇 地域】

薩 摩 川 内 市 水 道 事 業															計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	検体数								
水 源		塔之原 (第1・2・4)			市比野 (第3・6・7)			野下	倉野 (第1)	倉野 (第2)	田代 沢牟田 (第1)	田代 沢牟田 (第2)	鍋原 (※)	藤本																	武田	上手					
		樋脇 中央 (第1)	樋脇 中央 (第2)	吉松	新開	鳥越	宇都																														
浄 水		○ (中央)		○		◻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	9項目	9項目	51項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	12	144	検体				
		○ (杉馬場)		◻		○													0	かび臭2項目														0	0	検体	
原水 39 項目	表流水													◻																		13	検体				
	湧 水													◻																							
	浅井戸	○									○			◻																	1			2			
	深井戸			○	○	○	○	○	○		○	○		◻	○	○	○														1			11			
過去指標菌検出状況		○						○		○				◻					3	クリプトスポリジウム等対策指針 【検査頻度と回数】																	
原水監視レベル 3・4	指標菌:毎月	○						○		○				◻				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	12	36	検体				
クリプトスポリジウム等	原水検査:4回/年	○						○		○				◻				3			3					3				3	4	12	検体				
原水監視レベル 2	指標菌:4回/年			○	○	○	○		○		○	○		◻	○	○	○	10			10					10				10	4	40	検体				
原水監視レベル 1	指標菌:1回/年													◻																		検体					
原水監視レベル 1	39項目:回/年													◻																							

- * レベル3・4で指標菌を検出する原水は指標菌を毎月とクリプトスポリジウム及びジアルジアを4回／年実施する。
- * レベル2で指標菌の検出がないものは指標菌を4回／年実施する。
- * レベル1で指標菌の検出がないものは原水39項目を1回／年と指標菌を1回／年実施する。
- * 原水に関しては、全水源を対象とし原水39項目を1回／年実施する。
- * 表中の(※) 【鍋原】に関しては、浄水のみ検査を実施する。
- * 各施設毎の浄水検査内容は、次ページ以降に記載する。

水道施設名 : 薩摩川内市 桶脇地域 (塔之原)

＜採水地点：樋脇支所＞

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (杉馬場)

<採水地点：域内中継ポンプ場>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	11.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	35	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物			○										500	100	50	125	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (市比野【指月】)

＜採水地点：指月ハイツ児童公園＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.005	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	10.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	52	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	161	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (市比野【新開】)

<採水地点：グリーンヒル公園>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.003	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.5	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	10.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	155	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (野下)

＜採水地点：野下地区コミュニティセンター＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.17	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	11.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	28	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	137	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 桶脇地域 (倉野)

＜採水地点：倉野消防車庫＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.003	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	1.8	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.0010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.14	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	18.7	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	42	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物			○										500	100	50	175	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (田代沢牟田)

<採水地点：田代・沢牟田（個人宅）>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○		○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.003	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法：4回／1年)
8	六価クロム化合物			○						○				0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○		○				○				10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸			○		○				○			○	0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸			○		○				○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム			○		○				○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○		○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○		○				○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸			○		○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン			○		○				○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○		○				○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○		○				○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム			○		○				○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○		○				○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	9.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	39	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	165	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (鍋原)

<採水地点：鍋原公民館>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.008	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○			○			○			○	0.8	0.16	0.08	0.21	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.16	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	17.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	50	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	187	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度] 」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 桶脇地域 (藤本)

＜採水地点：草木段加圧ポンプ場＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○		○		0.01	0.002	0.001	0.005	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○		○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○		○		0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○		○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○		○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	11.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	34	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
40	蒸発残留物			○										500	100	50	168	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (武田)

<採水地点：市比野5・6区公民館>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○			○			○			○	0.01	0.002	0.001	0.004	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	4.6	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回／1年)
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.14	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	9.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.8	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	39	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	169	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 樋脇地域 (田代ニュータウン)

<採水地点：田代団地公園>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	14.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	57	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回／1年)
40	蒸発残留物			○										500	100	50	141	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水道施設名：薩摩川内市 樋脇地域 (上手) ＜採水地点：市比野3区公民館＞

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」